

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福島県報

## 目次

### 福島県人事委員会

○職員の育児休業等に関する規則の

一部を改正する規則

○職員の給与の支給に関する規則の

一部を改正する規則

○市町村立学校職員の給与の支給に  
関する規則の一部を改正する規則

### 福島県人事委員会

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

### 福島県人事委員会規則第四号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員が育児休業等に関する規則(平成二十年福島県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条を第六条とし、同条の前に次の一条を加える。

(部分休業を請求することができない職員とはならない非常勤職員)

**第五条** 条例第二十三条第二号イの人事委員会規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日の日数が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員のうち一年間の勤務日の日数が百二十一日以上である非常勤職員であって、勤務日一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものとする。

第二条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

(育児休業をすることができない職員とはならない非常勤職員)

**第二条** 条例第二条第四号ア(3)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日の日数が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員のうち一年間の勤務日の日数が百二十一日以上である非常勤職

員とする。

(子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)

**第三条** 条例第二条の二第三号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 条例第二条の二第三号イに規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

二 常態として条例第二条の二第三号イに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であって、当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定である場合又は産後八週間を経過しない場合

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

### 福島県人事委員会規則第五号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員が給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第二知事の事務部局の部本庁機関の項中 「出納局長」を「出納局長  
市町村復興支援担当理事」を「出納局長

長」に、「理事」を「理事 避難地域復興局長」に、「環境回復推進監」を「環境回復推進監  
再生可能エネルギー

ギ一産業推進監」に、「出納局次長」を「出納局次長 避難地域復興局次長」に改め、同部出先機

の項中 水産試験場相馬支場長 を「水産試験場相馬支場長」に改める。

水産種苗研究所次長」

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(採用給与課)

市町村立学校職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十四年三月二十二日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第六号

市町村立学校職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第二南会津郡の項中 「南会津町立南郷第一小学校」を「南会津町立南郷小学校」に改め、同表耶麻郡の項を次のように改める。

耶 麻 郡	北塩原村立裏磐梯小学校 北塩原村立裏磐梯中学校	一 級
-------	----------------------------	-----

別表第二東白川郡の項中

塙町立片貝小学校矢塚分校 鮫川村立青生野小学校 塙町立片貝小学校	三 級
--	-----

鮫川村立青生野小学校

三

二 級	三 級
-----	-----

に改める。

別表第四の五中

川俣町立山木屋中学校	東白川郡塙町	を
塙町立片貝小学校矢塚分校	東白川郡塙町	を

保町立山木屋中学校

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(採用給与課)

に改める。